

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 発票主義と発生主義について

中国では、費用の精算を行う際に必ず「発票」の入手が必要です。これは税務上では発票のない費用は損金算入が認められないためです。そして、実務上この発票に基づいて売上及び費用の計上が行われることが多く（以下「発票主義」という）、会計上の「発生主義」による認識のタイミングとの間にズレが生じている場合が見られます。

今回は、この「発票主義」と「発生主義」の関係について見ていきます。

1. 発票とは

発票とは、中国税務局が増値税・営業税の徴収を漏れなく行うために発行を義務付けている書類です。日本における「請求書」、「領収書」に該当するものと解される場合が多いようですが、それぞれの趣旨を整理すると以下ようになります。

種類	内容
請求書	客先へ代金の請求を行う書類
領収書	客先へ代金受領を通知する書類
発票	中国税務局が増値税・営業税を漏れなく徴収する書類

上述の通り、発票とはあくまで増値税・営業税を対象とした税務徴収のための書類であり、会計・企業所得税において発生主義により処理することを妨げるものではありません。

そこで、次は会計・各税法における原則的な収益（収入）認識基準の比較を見ていきます。

2. 原則的な収益（収入）認識基準の比較

発票はあくまで増値税・営業税を対象とした税務徴収のための書類であることを記載致しましたが、それでは会計・企業所得税・増値税及び営業税のそれぞれの認識基準はどのようなものでしょうか。

下表の通りの整理となります。

	会計基準の収益認識基準	企業所得税の課税所得認識基準	増値税納税義務発生日
原則	発生主義等	発生主義	入金・発票日
基準	企業会計準則第14号	国税函[2008]875号	増値税暫定条例第19条
要件	1)商品の販売契約を締結し、商品の所有権に関わる主なりリスクと便益を買手に移転すること	同左	代金または代金取立証憑の受領日;発票発行日が早い場合は、発票発行日
	2)販売済の商品に対し、通常、所有権に関連する継続管理権を保留せず、かつ実際的な支配も行わないこと	同左	
	3)収入金額が信頼性をもって測定できること	同左	
	4)関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと	-	
	5)発生済みあるいは将来発生する可能性のある原価が信頼性をもって測定できること	同左	

(一般商品の販売取引を想定)



Grant Thornton

An instinct for growth™

表に記載の通り、会計及び企業所得税法上は原則発生主義による収益（収入）認識が求められているため、発票に基づく収益（収入）認識のタイミングが発生主義による認識タイミングと合わない場合には、会計及び企業所得計算上では発生ベースに調整する必要があります。

お見逃しなく！

発票が発行されていない場合でも、増値税インターネット電子申告画面において「発票発行済み売上高」及び「発票未発売上高」を区分して入力出来るため、増値税申告システム上も原則通りに発生主義にて処理することは可能です。